

5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが「2類相当」から「5類」へ変わります

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが現在の「2類相当」から「5類」に移行されます。移行に伴い、これまで公費負担により無償であった検査費や医療費が自己負担になるなど、新型コロナウイルス感染症への対応が変わります。

5類移行による主な変更点

検査費

検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、自己負担となります。

入院医療費

公的医療保険適用後の自己負担分が求められますが、高額になる場合は、急激な負担増を避けるため、9月末まで最大2万円が減額されます。

外来医療費

新型コロナウイルス感染症治療薬の費用は、急激な負担増を避けるため、公費支援（自己負担無し）が9月末まで継続されます。

新型コロナウイルス感染症治療薬以外の外来医療費については、自己負担となります。

行動制限

陽性と診断された方への外出自粛要請はなくなります。自宅などで安静に療養してください。通院や食料品の買い物などやむを得ず外出するときは、人混みを避けマスクを着用しましょう。

新型コロナウイルス感染症治療薬の公費支援や入院医療費の自己負担額の軽減については、9月末までの予定です。それ以降については、感染状況などを踏まえて判断されます。

5類移行後の感染対策『5つの基本』

自らを感染症から防ぎ、身近な人を守るため、一人一人が基本的な対策を身につけましょう。

1. 自宅療養・医療機関受診

発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状が出てきた場合には、無理せず自宅で療養、あるいは医療機関を受診してください。高齢者や重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理を厳重にしましょう。

2. 場面に応じたマスクの着用、咳エチケットの実施

外出時はマスクを携帯し、必要に応じていつでもマスクの着用ができるようにしましょう。マスク着用を呼びかけられている場面では、できるだけ着用に応じてください。

3. 換気、密集・密接・密閉（三密）の回避

不特定多数の人がいるところでは、換気をしましょう。換気や三密を回避することで呼吸器感染症の感染リスクを下げられます。

4. 手洗い習慣

食事前、トイレの後、家に帰った際などには、20～30秒程度かけて流水と石鹸で丁寧に手を洗ってください。適切な手指消毒薬の使用も可能です。

5. 適度な運動や食事

一人一人の健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣を理解し、実行することが大切です。特に基礎疾患のある方は、体調管理に気をつけましょう。

マスク着用は個人の判断が基本となりました。

ただし、以下のような場合にはマスクを着用しましょう。



医療機関を受診するとき



混雑した電車やバスに乗るとき



高齢者施設などを訪問するとき

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎ (84) 0006 (直通)